

発行所 株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678
編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

阪神大震災に関する相続税の特例措置

Q: 平成6年8月に父がなくなり、財産を相続しました。相続で取得した家屋がこのたびの阪神大震災により被害を受けました。相続税の計算上、何か特例措置はありませんか。

A: 相続等により取得した財産について、震災、風水害、火災等の災害により、相続税の計算の基礎となる財産の価額（債務控除後の金額）の10%以上の被害を受けた場合には相続税の軽減措置があります。

平成6年5月14日以後の相続開始については、相続財産の価額から被害を受けた部分の価額（保険金等で補てんされた部分の金額を除く）を控除して課税価格を計算します。

この特例を適用する場合は、相続税の申告書に、被害の状況・被害額等を記入し、原則として申告期限内に提出しなければなりません。

ただし、申告期限については、兵庫県南部地震に関しては、国税庁長官により指定された地域については別途指定されることとなります。

地域指定が行われた地域以外でも、その者の申請により延長することが可能です。

また、平成6年5月13日以前の相続開始分については、災害のあった日以後に納付すべき相続税額のうち、一定の算式で計算した金額が免除されます。この免除を受けるためには「災免法第4条の規定による相続税・贈与税の免除承認申請書」を所轄税務署長に提出しなければなりません。

